

## 「いばらき WAON」連携に関する覚書

茨木市（以下「甲」という。）とイオンタウン株式会社（以下「乙」という。）は、平成30年3月29日付けで甲とイオン株式会社とで締結した「茨木市とイオン株式会社との包括連携協定」（以下「本協定」という。）に基づく寄附に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、イオンリテール株式会社（以下「丙」という。）が発行する電子マネー「WAON」を利用した支払金額の一部を甲へ寄附することにより、甲が推進する「教育のまち いばらき」に寄与することを目的とする。

### （寄附対象）

第2条 寄附の対象は、丙が発行する「いばらきWAON」とする。

### （寄附金額）

第3条 乙は、全国のWAON加盟店で前条の「いばらきWAON」により支払われた金額の0.1%を、甲に寄附金として納付する。

### （寄附金の計算及び納付）

第4条 第3条の寄附金額は、本条第5項に定める対象期間中の「いばらきWAON」により支払われた代金の合計額に0.1%を乗じたものとする（1円未満切り捨て）。ただし、期間途中で本覚書が終了した場合は、本覚書の解除日若しくは第7条に定める解除申出日が含まれる対象期間の開始日から本覚書の終了日までの代金をもって計算するものとする。

- 乙は、前項の寄附金額を、本条第5項に定める寄附金額通知日までに甲に書面で通知するものとする。
- 甲は、前項により通知のあった寄附金額に基づき納付書を作成し、本条第5項に定める納付書到着予定日までに乙に到達させるものとする。
- 乙は、寄附金を、前項の納付書に基づき次項に定める納付期限日までに、甲の指定する金融機関において納付するものとする。ただし、納付期限日当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。なお、本条第1項ただし書きの規定が適用された場合の納付期限日については、本覚書の解除日若しくは解除申出日の後、速やかに甲・乙協議し、決定するものとする。
- 納付スケジュールは次表のとおりとする。

| 対象期間        | 寄附金額通知日 | 納付書到着予定日 | 納付期限日   |
|-------------|---------|----------|---------|
| 3月1日～翌年2月末日 | 翌年3月15日 | 翌年3月31日  | 翌年4月20日 |

### （使途等の情報提供）

第5条 甲は、乙の求めに応じて寄附金の使途等について情報提供を行うものとする。

### （有効期間）

- 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から2026年2月28日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本覚書は更新されるものとし、その後も同様とする。
- 本覚書協定の有効期間中といえども本協定が終了若しくは失効した場合には、本覚書も自動的に終了するものとする。ただし、甲・乙いずれかの債務に未履行の部分があるときには、その履行が完了するまで本覚書はなお効力を存続するものとする。

### （本覚書の解除）

第7条 甲及び乙は、本覚書の有効期間中において、本覚書の継続が困難になった場合は、相手方申し出をすることにより、本覚書の解除について協議することができる。ただし、緊急の解除事由がある場合はこの限りではない。

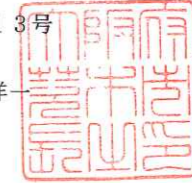
### （定めなき事項及び本覚書内容の変更）

第8条 本覚書に定めのない事項若しくは解釈上疑義が生じた場合又は本覚書の内容を変更する場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

以上、本覚書の成立を証するため本書を2通作成し、甲・乙がそれぞれ記名押印のうえ各々1通を保有するものとする。

令和3年3月1日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市  
茨木市長 福岡 洋



乙 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
イオンタウン株式会社  
代表取締役 加藤 久誠

